

令和4年6月15日開会

令和4年6月28日閉会

令和4年

第2回定例会会議録

小豆島町議会

令和4年第2回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第59号

令和4年第2回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年6月8日

小豆島町長 大江 正彦

記

- 期 日 令和4年6月15日（水）
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和4年6月15日（水曜日）午前9時30分

閉 会 令和4年6月28日（火曜日）午後2時21分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

| 議席 番号 | 氏 名 | 6月15日 | 6月28日 |
|----------|-----------|-------|-------|
| 1 | 大 下 淳 | ○ | ○ |
| 2 | 高 尾 豊 弘 | ○ | ○ |
| 3 | 河 井 修 | ○ | ○ |
| 4 | 川 井 茂 | ○ | ○ |
| 5 | 羽 田 満 | ○ | ○ |
| 6 | 塩 田 洋 介 | ○ | ○ |
| 7 | 高 橋 淳 | ○ | ○ |
| 8 | 中 川 光 秋 | ○ | ○ |
| 9 | 三 木 卓 | ○ | ○ |
| 10 | 谷 康 男 | ○ | ○ |
| 11 | 藤 本 傳 夫 | ○ | ○ |
| 12 | 安 井 信 之 | ○ | ○ |
| 13 | 鍋 谷 真 由 美 | ○ | ○ |
| 14 | 中 松 和 彦 | ○ | ○ |

地方自治法第121条の規定による出席者

| 名 職 | 氏 名 | 第1日 | 第2日 |
|------------------------------|---------|-----|-----|
| 町 長 | 大 江 正 彦 | ○ | ○ |
| 副 町 長 | 谷 本 静 香 | ○ | ○ |
| 教 育 長 | 坂 東 民 哉 | ○ | ○ |
| 参 事 兼 総 務 課 長 | 山 口 総一郎 | ○ | ○ |
| 企 画 財 政 課 長 | 川宿田 光 憲 | ○ | ○ |
| 税 務 課 長 | 清 水 一 彦 | ○ | ○ |
| 住 民 生 活 課 長 | 小 野 努 | ○ | ○ |
| 健康づくり福祉課長 | 入 倉 哲 也 | ○ | ○ |
| 高 齢 者 福 祉 課 長 | 中 島 有 紀 | ○ | ○ |
| 商 工 観 光 課 長 | 相 原 隆 幸 | ○ | ○ |
| 農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長 | 中 川 啓 | ○ | ○ |
| 建 設 課 長 | 守 山 和 利 | ○ | ○ |
| 住 ま い 政 策 課 長 | 真 砂 智 規 | ○ | ○ |
| 会 計 管 理 者 | 古 郷 信 子 | ○ | ○ |
| 介 護 保 険 施 設 事 務 長 | 長 町 耕 作 | ○ | ○ |
| こ だ も 教 育 課 長 | 古 郷 勉 | ○ | ○ |
| 生 涯 学 習 課 長 | 森 稔 | ○ | ○ |
| 総 務 課 課 長 補 佐 | 森 口 和 裕 | ○ | ○ |

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 竹 田 恭 平

議事日程

別 紙 の と お り

令和4年第2回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年6月15日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 町長施政方針
- 第4 報告第8号 令和3年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
(町長提出)
- 第5 議案第54号 小豆島町子ども医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第6 議案第55号 教育委員の任命につき同意を求めることについて
(町長提出)
- 第7 議案第56号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について
(町長提出)
- 第8 議案第57号 令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）
(町長提出)
- 第9 議案第58号 令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
(町長提出)
- 第10 発議第3号 議会活性化特別委員会の設置について
(議員提出)
- 第11 請願第2号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願

令和4年第2回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年6月28日（火）午前9時30分開議

第1 一般質問10名

第2 議案第57号及び請願第2号に対する総務建設常任委員会審査報告

第3 議員派遣について

第4 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）

第5 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員長提出）

第6 閉会中の継続調査の申し出について（各特別委員長提出）

追加日程第1

閉会中の継続審査の申し出について（総務建設常任委員長提出）

令和4年6月15日開会

令和4年6月28日閉会

令和4年

第2回定例会会議録

(1日目)

小豆島町議会

開会 午前9時29分

○議長（中松和彦君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

今期定例会の議事日程につきましては、去る6月8日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和4年小豆島町議会第2回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会では、骨格予算として編成した令和4年度当初予算の肉づけとなります補正予算2件の審議のほか、繰越計算書の報告1件、条例案件1件、人事案件1件、その他案件1件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（中松和彦君） 次に、既に議員各位もご承知のことと思いますが、去る6月1日付で副町長の就任及び町職員の人事異動がありましたので、副町長から順に異動のあった課長は挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（谷本静香君） 6月1日付で副町長の任命を受けました谷本でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） このたび6月1日付で参事兼総務課長兼池田窓口センター所長を拝命しました山口です。よろしくをお願いいたします。

合併してから17年目になりますが、この間8つの課に配属され、今回で9つ目の総務課に配属されるようになりました。総務畑は初めてで戸惑っておりますが、一生懸命精進してまい

りますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 6月1日付で農林水産課から住まい政策課へ異動になりました真砂です。よろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 農林水産課長兼オリーブ課長。

○農林水産課長兼オリーブ課長（中川 啓君） 6月1日付で農林水産課兼オリーブ課課長になりました中川です。よろしくお願ひします。

○議長（中松和彦君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時33分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。2月16日以降6月7日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告4件は、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中松和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、5番羽田満議員、6番塩田洋介議員を指名しますので、よろしくお願ひいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（中松和彦君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本日から6月29日までの15日間とし、本会議第2日以降の日程につきましては、6月21日開催予定の議会運営委員会で改めてお諮りしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から6月29日までの15日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 町長施政方針

○議長（中松和彦君） 次、日程第3、町長施政方針を議題といたします。

町長から令和4年度の施政方針を伺います。町長。

○町長（大江正彦君） 令和4年第2回小豆島町議会定例会の開会に当たりまして、次代に夢をつなぐ町政運営に対する私の所信を申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆様方のご理解を賜りたいと存じます。

[以下別紙のとおり省略]

○議長（中松和彦君） ただいま町長から令和4年度の施政に関する所信が述べられましたが、これに対する質問は一般質問の中でお願いいたします。

暫時休憩します。再開は10時20分とします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時19分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第8号 令和3年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（中松和彦君） 次、日程第4、報告第8号令和3年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第8号令和3年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

本件は、さきの3月定例会においてご議決いただきました令和3年度小豆島町一般会計予算の繰越明許費に係る財源内訳等についてご報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長からご説明いたします。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 報告第8号令和3年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

上程議案集の2ページをお開き願います。

本件につきましては、令和4年第1回定例会最終日においてご議決いただきました令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第10号）の繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、最終的な繰越額及びその財源内訳を記載した繰越計算書を調製し、ご報告するものでございます。

事業名、翌年度繰越額及びその財源内訳につきましては、3ページ、4ページの令和3年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでございます。

4ページですが、26事業の翌年度繰越額の合計は、4ページの合計欄に記載のとおり、5億2,883万1千円となっており、新型コロナウイルス感染症の影響等により、例年より事業数が増えてございます。財源内訳のうち、既収入特定財源は3万4千円で、未収入特定財源のうち、国庫支出金は7事業で1億8,734万7千円、県支出金は6事業で4,870万6千円、地方債につきましては13事業で2億1,310万円、その他は5事業で3,224万8千円となっており、主には基金からの繰入金でございます。一般財源は4,739万6千円となっております。なお、地方債につきましては過疎対策事業債あるいは辺地対策事業債などを活用することといたしておりまして、いずれも元利償還金の7割ないし8割が普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債となっております。なお、各事業の繰越理由につきましては、第1回定例会にてご説明申したとおりでございますので、説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、報告第8号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中松和彦君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第54号 小豆島町子ども医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（中松和彦君） 次、日程第5、議案第54号小豆島町子ども医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第54号小豆島町子ども医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、これまで子ども医療費の助成対象を中学校卒業までとしておりましたが、令和4年8月1日から助成対象を18歳まで拡大し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（入倉哲也君） 議案第54号小豆島町子ども医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の5ページをお願いいたします。

今回の改正は、これまで中学校卒業までとしておりました子ども医療費の助成対象年齢を子育て支援の観点から18歳になる年度末まで拡大し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、関係条例を改正しようとするものでございます。なお、本条例は、小豆島町子ども医療費助成に関する条例及びそれに関連する条例を一部改正しようとするもので、3条立ての構成となっております。

それでは、小豆島町子ども医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

5ページの第1条は、小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正しようとするものであります。小豆島町子ども医療費助成に関する条例第1条の改正前の「乳幼児及び児童生徒（以下「子ども」という。）」を改正後の「「子ども」」に改めるものでございます。

続いて、第2条第1項は、中学校卒業までとしておりました子ども医療費の助成対象年齢を18歳になる年度末まで拡大することから、高校生以外の対象者を考慮し、改正前の「児童生徒」を「児童生徒等」に改め、括弧書きの「満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者」を改正後の括弧書きの「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者」に対象年齢を引き上げようとするものでございます。

続いて、同条第2項は、これまで条例及び規則の中で混在していた保護と監護の文言を県の要綱に準じて監護に統一するため、改正前の「保護するもの」から「監護する者」に改正しようとするものでございます。

次に、6ページの第2条は、小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正となります。小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例第3条第2項第2号の3行目、改正前の「満15歳」から「満18歳」に改正するとともに、改正前の「保護」から「監護」へ文言を改正しようとするものでございます。

次に、7ページ、第3条の小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正につきましても、先ほど説明しました条例の一部改正と同様に、第3条第2項第2号の3行目、改正前の「満15歳」から「満18歳」に改正するとともに、改正前の「保護」から「監護」へ文言を改正しようとするものでございます。

附則としまして、これらの3つの条例につきましては、施行期日を令和4年8月1日から施行するものとし、経過措置といたしまして、この条例による改正後の条例の規定は令和4年8月1日以降に受けた医療に係る医療費の助成について適用するものとし、同日前

に受けた医療に係る医療費の助成についてはなお従前の例によるものごさいます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようでありますから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第54号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号小豆島町子ども医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第55号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（中松和彦君） 次、日程第6、議案第55号教育委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第55号教育委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員のうち、中川晋氏が令和4年5月11日をもって任期満了となりましたので、教育に対して高い関心と豊富な知識を有しておられます大石雅章氏を新たに教育委員に任命しようとするものでございます。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づく任命に当たり、議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 議案第55号教育委員の任命につき同意を求めることについて説明いたします。

上程議案集の9ページをお願いいたします。

教育委員会委員の中川晋氏が令和4年5月11日をもって任期満了となり、後任として大

石雅章氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

大石雅章氏は、小豆島町安田甲71番地1に在住しており、生年月日は昭和29年7月11日、現在67歳でございます。

次のページをお開きください。

大石氏の略歴でございます。

大石氏は、昭和52年3月香川大学農学部を卒業され、同年4月内海町立苗羽小学校の講師に採用された後、郡内の小学校の教諭や香川県教育委員会事務局での勤務を経て、平成16年4月に池田小学校の校長になられております。その後、郡内小学校の校長を歴任され、平成27年3月に定年退職されております。大石氏は、教育現場での豊富な経験に加えまして教育行政の経験もあり、教育に関する幅広い見識を有しておられます。

なお、任期につきましては、ご同意を得られた場合には、令和4年6月16日からの4年間でございます。簡単ですが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○12番（安井信之君） 大石さんは、今病気になられておるとお聞きしております。先ほど、町長の施政方針でも課題が教育関係に多々あるというふうなことで、健康の状況が大丈夫かというふうな疑念がありますので、その辺どういうふうの確認を取っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 健康面についてご質問いただきました。

ご本人様にお会いしまして、体調のことなどもお聞きしております。ご本人さんが言うには、体調については少し不安な面もないわけではないということでありましたが、それ以上に本町の教育に対する関心が非常に高く、また強い思いも持っておられました。お話しする中でそういうふうなことを感じました。ご本人さんは教育委員として本町の教育に関わっていきたいというお考えを持っておられますので、大丈夫であるというふうに思っております。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） その他の経歴のところで4つの肩書があるんですけども、1人の方がいろんな仕事をされるということで負担が大きいんじゃないかと思うんですが、例えば人権擁護委員とか文学館長とかは、任期などはどのようになっているんでしょ

うか。その辺、1人の人にいろんな役が重なるということについてどうお考えかお尋ねします。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 退職後の履歴を記載させていただいておりますが、まず安田公民館の副館長ですが、27年4月から就任されておりますが、31年で辞任をいたしております。それから、文化振興アドバイザーにつきましても30年3月31日をもって退いておられます。また、人権擁護委員につきましても31年9月末をもって退いておられ、今現在、壺井栄文学館の館長のみ継続してやられているということでございます。ご本人さんにもご負担についても確認しましたが、それにつきましても2つの役があっても大丈夫だということを伺っております。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかにありませんか。大下議員。

○1番（大下 淳君） 教育長あるいは教育委員の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中の第4条において、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者と規定をされております。難しい表現をされておるんですが、これは地方自治法第10条第3項、あるいは公職選挙法第10条第6号によりますと、まず日本国民であること、それと小豆島町の場合は市町村でありますので、年齢による制限は満25歳以上というふうに規定をされております。ということは、住所要件を問わず、広く人材を求めるものであるというふうな解釈ができるんですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 今、大下議員からのご質問ですが、地方公共団体の長の被選挙権を有する者ということで、住所要件はございません。教育委員、教育長については、基本的に町外者でも任命は可能ということになっております。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。中川議員。

○8番（中川光秋君） 中川晋氏が任期満了のためとなってるんですけど、何歳までとかいうような定年制はあるのでしょうか、お願いします。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 教育委員の任命について、定年制いうんは明らかな何歳でということはないんですが、ほかの審議会、委員会も含めまして、おおむね任命時に74歳までの方を選任する。特に75歳以上で理由があるとかいう場合で特例的に任命される場合もあるとは思いますが、原則としては75歳未満、74歳までの方を任命して、4年間の任期中に75歳を超えることは可能ですけど、基本的に74歳までの方で選任させていただいております。

す。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第55号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号教育委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意されました。

~~~~~

日程第7 議案第56号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について

○議長（中松和彦君） 次、日程第7、議案第56号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第56号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の策定及び変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第56号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の12ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては、旧村単位または字単位で19辺地に区分してございます。本定例会では、公共的施設の

総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、二生、西村、田浦、岩谷、福田の5つの辺地において計画を策定し、安田辺地の計画を変更するものでございます。

それでは、辺地計画ごとにご説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

二生辺地の計画策定でございます。

ページ下の表3、公共的施設の整備計画の1行目でございますが、二生公民館改修事業であります。二生公民館につきましては、長雨や台風時において雨が建物内に浸水している状況にあることから、屋根防水と窓枠建具の改修工事を実施するもので、事業費3,928万4千円に対し、辺地対策事業債の予定額を3,920万円にするものでございます。その下の消防屯所新築整備事業につきましては、室生分団消防屯所の建て替えを実施するため、設計委託料を計上したものであり、事業費211万円に対し、辺地対策事業債の予定額を210万円にするものでございます。

次に、15ページをお開き願います。

西村辺地の計画策定でございます。

同じくページ下の表に記載のとおり、地域消防力強化事業を計画するものでありますが、具体的には西村分団の軽四積載車を更新するもので、事業費499万7千円に対し、辺地対策事業債の予定額を490万円にするものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

田浦辺地の計画策定でございます。

同じくページ下の表に記載のとおり、二十四の瞳映画村前公衆トイレ整備事業を計画するもので、具体的には現在のくみ取り式トイレを水洗式トイレに大規模改修するもので、事業費4,152万5千円に対し、辺地対策事業債の予定額を4,150万円にするものでございます。

次に、17ページをお開き願います。

岩谷辺地の計画策定でございます。

ページ下の表に記載のとおり、天狗岩丁場跡遊歩道等整備事業を計画するもので、具体的には遊歩道ののり面がイノシシの被害により大きく崩れている状況にあり、また転落防止用の木製手すり柵が腐食しており、香川県から早急に改善するよう指摘を受けていることから改修事業を実施するものでございます。事業費は1,600万円を予定をしており、辺地対策事業債の予定額も同額の1,600万円にするものでございます。

次に、18ページをお開き願います。

福田辺地の計画策定でございます。

ページ下の表に記載のとおり、地域消防力強化事業を計画するものでございますが、具体的には福田分団の小型動力ポンプが故障し、現在は東署から予備ポンプを借用していることから今回更新するもので、事業費150万円に対し、辺地対策事業債の予定額を同額の150万円にするものでございます。

最後に、少し飛びますが21ページをお開き願います。

安田辺地の計画変更でございます。

3、公共的施設の整備計画のうち、表の上から3行目になりますが、こちらも地域消防力強化事業を追加するもので、具体的には安田分団の小型動力ポンプが経年劣化により不調を来していることから今回更新するもので、事業費150万円に対し、辺地対策事業債の予定額を同額の150万円にするものでございます。以上、簡単ではございますが、辺地総合整備計画の策定及び変更につきましてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第56号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第57号 令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第58号 令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中松和彦君） 次、日程第8、議案第57号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）及び日程第9、議案第58号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算

(第1号)は相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(大江正彦君) 議案第57号令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第3号)について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計におきまして追加補正をお願いする額は4億428万2千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費8,444万7千円、民生費2,070万円、衛生費2,172万2千円、農林水産業費899万3千円、商工費9,940万7千円、土木費8,572万9千円、消防費1,064万9千円、教育費7,263万5千円となっております。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたします。また、議案第58号介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましても、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(中松和彦君) 日程第8、議案第57号令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第3号)の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(川宿田光憲君) 議案第57号令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

上程議案集の22ページをお開き願います。

令和4年度当初予算につきましては、年度当初に町長選挙が予定されていたため、骨格予算として編成してございました。今回提案しております補正予算は、大江町長就任後、次代に夢をつなぐ、持続可能なまちづくりに向けて政策的経費等の予算編成作業を行い、新規事業や投資的経費等を計上したため、大型の補正予算となっております。

まず、第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億428万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億2,185万9千円とするものでございます。

第2条は、地方債の追加、変更でございますが、25ページの第2表地方債補正をお開き願います。

まず、追加でございます。今回の補正予算に計上した8事業の財源として、それぞれ地方債を追加させていただくものでございます。上から順にご説明申し上げます。

1行目の廃棄物収集管理システム整備事業280万円は、ごみ収集の確実性を高めるとともに、収集の記録、管理事務をデジタル化するためのシステム構築に対し、過疎ソフト債を活用するものでございます。

2行目の交通安全施設整備事業430万円は、町道5路線に転落防止柵を整備するに当たり、過疎債を活用するものでございます。

3行目の町道防災・減災対策事業1,200万円は、二面地区の町道浜畑線落石防止対策工事を実施するに当たり、緊急自然災害防止対策事業債を活用するものであります。

4行目の公共施設除却事業260万円は、草壁地区本堂川の旧水門を撤去するに当たり、過疎ソフト債を活用するものでございます。

5行目の海岸保全施設整備事業500万円は、二面地区の吉野崎港陸閘改良事業に対し、緊急自然災害防止対策事業債を活用するものであります。

6行目の消防施設整備事業1千万円から天狗岩遊歩道等整備事業1,600万円は、先ほど議案第56号でご説明したとおり、それぞれの事業に対し辺地対策事業債を活用するものであります。

次に、変更の表でございませけれども、観光施設整備事業は限度額を610万円から5,360万円に増額するもので、具体的には芦ノ浦地区にございます醬の郷ポケットパークを再整備するに当たり、過疎債として600万円を活用し、映画村トイレの改修に当たり、辺地債として4,150万円を活用するものでございます。

その下の町道改良事業は、限度額を290万円から690万円に増額するもので、具体的には浜条地区の町道亀山線側溝蓋掛け工事において、過疎債400万円を活用するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）説明書の12、13ページをお願いいたします。12、13ページでございませ。

本補正議案につきましては、総務建設教育民生連合審査会において詳しくご審議いただく予定と伺っており、本日は1千万円以上の歳出科目に絞って概要をご説明し、歳入につきましては、歳出に合わせて財源を簡単にご紹介させていただきます。

初めに、ページ中ほどになります、2款総務費、1項8目情報管理費、12節委託料4,180万円は、インターネットサーバーの更新における電算改修の委託料であり、財源につきましては一般財源でございませ。

次に、14目公共交通対策費、18節負担金補助及び交付金1,470万円は、コロナと原油高等の影響により非常に厳しい経営環境にございませ公共交通事業者を支援するため、第2次公共交通等維持応援給付金を計上したものでございませ。内訳を申し上げますと、特に影響の大きいフェリー事業者につきまして支援額を倍増し、1隻当たり200万円、3事業者の6隻分で1,200万円、タクシーにつきましては別に国庫の補助があり、料金改定を予定されていることから、前回と同額の17台分170万円、ロープウエーにつきましても電気

仕様であること、それから時短営業をされていることから、前回同額の2基100万円を支援するもので、財源につきましては地方創生臨時交付金を活用させていただきます。

次に、19目移住定住推進費、11節役務費4千円と17節備品購入費52万1千円は、空き家、空き地等の撮影に使用する無人航空機、いわゆるドローンでございますが、そちらの購入費と登録の手数料であり、財源は一般財源でございます。12節委託料107万円は、ファミリー向けの移住体験施設として活用を計画しております馬木地区の黒島邸を修繕するに当たり、その事業をNPO法人トティエに委託するもので、財源はふるさとづくり基金でございます。18節負担金補助及び交付金、説明欄1の老朽危険空き家等除却支援事業補助金2千万円は、老朽危険空き家の撤去を推進するため、国、県の補助要件に僅かに届かない危険空き家につきまして町単独で撤去を支援する制度を設けるものに加え、倉庫等の撤去につきましても町単独の補助制度を設けるもので、補助限度額につきましては空き家が1件当たり160万円、倉庫等は40万円にするものであり、財源はふるさとづくり基金でございます。説明欄2の関係人口創出及び定住促進交流事業補助金116万8千円は、地域活性化センターの宝くじ助成を活用し、小豆島の豊かな自然を体験するお試し移住ツアーをはじめ、SDGsに特化した交流イベント等を通じて移住・定住を促進するものでございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。14、15ページでございます。

ページの中ほどより少し下になります、3款民生費、1項8目地域包括ケア推進費、10節需用費12万1千円と19節扶助費32万4千円は、高齢者、障害者に対する通院困難者タクシー助成制度を拡大するに当たり、チケットの印刷代と増額となるタクシー助成金を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。18節負担金補助及び交付金1,120万円は、介護サービス事業所あるいは障害福祉サービス事業所の感染防止対策を講じるため、抗原検査キット等の用品購入に対し、1事業所当たり20万円、56事業所を支援するもので、財源は地方創生臨時交付金でございます。

次に、16、17ページをお願いいたします。

ページの上でございます、4款衛生費、3項1目上水道費、18節負担金補助及び交付金1,891万2千円は、町道下地林線の配水管を更新するに当たり、消防力の向上を図るため口径を100ミリから150ミリに増径し、その増径分の工事負担金を水道企業団へ負担するもので、財源は水道基金でございます。

次に、ページの下になります、7款商工費、1項2目商工業振興費、12節委託料900万円は、芦ノ浦地区にある醬の郷ポケットパークを再整備するに当たり、商工会への委託事

業として実施するもので、財源は県補助金300万円、過疎債600万円でございます。18節負担金補助及び交付金、説明欄1、主体的に頑張る事業者販路開拓支援補助金100万円は、企業や団体の主体的で前向きな事業活動を支援するため、催事や見本市等の販路開拓に対し新たな助成制度を設けるもので、補助率は3分の2、限度額は50万円で、財源はふるさとづくり基金でございます。説明欄2、新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金200万円は、従業員が感染し、事業者が休業を余儀なくされる場合を支援するため予算化したもので、財源は地方創生臨時交付金でございます。

次に、18、19ページをお願いいたします。

ページの上から2つ目になります、4目観光施設費、10節需用費153万5千円は、オリーブ公園ギリシャ風車の塗装修繕を実施するもので、財源はオリーブ公園基金でございます。11節役務費54万4千円は、ふるさと村国民宿舎等の底地に民有地があり、今後、町が買い上げるため不動産鑑定を実施するもので、財源はふるさとづくり基金でございます。12節委託料616万円から14節工事請負費6,814万5千円は、アフターコロナを見据えて二十四の瞳映画村公衆トイレの改修に委託料、工事請負費合わせて4,152万5千円、ふるさと村公衆トイレの改修に2,634万5千円、ギリシャ風車のライトアップ事業に643万5千円を計上したもので、財源は映画村トイレが辺地対策事業債、ふるさと村トイレと風車ライトアップが地方創生臨時交付金でございます。18節負担金補助及び交付金1,034万8千円は、ふるさと村の多機能ビジネスフォン等が落雷によって現在故障していることから修繕を実施するための負担金を計上したもので、財源はふるさと村の基金でございます。

次に、同じページでございますが、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費、14節工事請負費2,680万円は、浜条地区の町道亀山線の側溝蓋掛け工事に830万円、二面地区の浜畑線落石防止工事に1,200万円、町道5線の転落防止柵設置工事に650万円を計上したもので、財源は亀山線が国交省の国庫補助金と過疎債等、浜畑線が緊急自然災害防止対策事業債、町道5線が県補助金と過疎債等でございます。

次に、20、21ページをお願いいたします。

ページ上でございますが、5項住宅費、2目住宅管理費、10節需用費1万円、11節役務費31万4千円、14節工事請負費のうち、説明欄2、橘地区改良住宅駐車場整備工事1,011万2千円、16節公有財産購入費318万3千円、21節補償、補填及び賠償金29万6千円は、橘地区改良住宅N棟の国道側に入居者用の駐車場を新たに整備する費用を計上したもので、財源は一般財源でございます。12節委託料、説明欄1の公営住宅管理システム委託料1,090万9千円は、町営住宅の家賃や入居者の管理をデジタル化するシステム委託料

で、財源はふるさとづくり基金を活用し、説明欄 2 の苗羽団地外壁劣化事前調査委託料 15万円と14節工事請負費、説明欄 1 の苗羽団地外壁改修等工事2,356万 2 千円は、苗羽団地の外壁改修工事を行うもので、財源は国交省の国庫補助金と一般財源でございます。

次に、ページの中ほどになります、9 款消防費、1 項 3 目消防施設費、12 節委託料 211万円は、室生分団の消防屯所の改築に向けた設計委託料でございます、17 節備品購入費799万 7 千円は、安田、福田分団の小型動力ポンプの購入費と西村分団軽四積載車の更新費用を計上したもので、財源は辺地債と一般財源でございます。

次に、22、23ページをお願いいたします。

ページ上から 2 つ目、10 款教育費、5 項 2 目公民館費、12 節委託料396万 3 千円と14節工事請負費4,457万 3 千円は、二生公民館の雨漏り等防水対策事業と橘公民館の倉庫新設事業を計上したもので、二生公民館は辺地債を、橘公民館は離島活性化補助金とふるさとづくり基金を活用いたします。

次に、7 目文化財保護費、14 節工事請負費1,600万円は、天狗岩丁場ののり面がイノシシの被害によって崩落しており、遊歩道の木柵が腐食しておることから復旧工事を実施するもので、財源は辺地債でございます。以上、議案第57号令和 4 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号令和 4 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第 9、議案第58号令和 4 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（中島有紀君） 議案第58号令和 4 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の26ページをお願いいたします。

第 1 条は、既定の額から歳入歳出それぞれ1,109万 7 千円を増額し、歳入歳出の総額を

21億4,660万円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに、歳入の補正でございます。

3款国庫支出金、2項2目総合事業調整交付金から7款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、介護予防支援ボランティアの活動支援に係る費用について、それぞれ負担割合に応じた額を充当するものでございます。

次に、同じく5目その他一般会計繰入金390万7千円につきましては、介護認定に係る訪問調査モバイルの導入と高齢者ニーズ調査に係る費用について、町負担分を一般会計から繰り入れ、充当するものでございます。

次に、8款繰越金、1項1目1節前年度繰越金84万円につきましては、先ほど説明いたしました介護予防支援ボランティアの活動支援に係る費用について、前年度繰越金を充当するものでございます。

9款諸収入、2項3目雑入300万円につきましては、高齢者ニーズ調査の実施に当たり、公益財団法人地域社会振興財団から人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金の交付を受けるため計上するものでございます。

次に、歳出について説明をいたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款総務費、3項2目認定調査等費357万5千円につきましては、認定調査業務の効率化を図るため、専用のモバイル導入に係る経費を計上いたしております。

同じく4項1目事業計画策定費333万2千円につきましては、令和5年度に予定しております第9期介護保険事業計画の策定に向け、高齢者の心身の状況やその置かれている環境等を把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等を実施するもので、会計年度任用職員の人件費や事務費、委託料など調査に要する経費を計上いたしております。

次に、3款地域支援事業費、1項3目一般介護予防事業費の7節報償費から11節役務費につきましては、これまで65歳以上としておりました介護予防支援ボランティア評価ポイント交付金の対象者を65歳未満の町民も対象とし、若い世代、特に高校生に積極的に参加していただけるよう、ボランティア養成講座であるオリーブ健康塾の高校生用カリキュラムを作成し、開催する予定としており、その開催に係る経費等を計上いたしております。18節負担金補助及び交付金402万円につきましては、介護予防支援ボランティアのさらな

る活動意欲向上を図るため、評価ポイント交付金の上限額を年間1万2千円から2万4千円とするため、その増額分を計上いたしております。以上、簡単ではございますが、議案第58号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 訪問調査モバイル導入ということなんですけど、具体的な身と活用方法とかを説明をお願いします。

○議長（中松和彦君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（中島有紀君） 認定調査のモバイル導入について詳細をとということでございますが、まず認定調査について説明をさせていただきます。

認定調査につきましては、介護認定の申請書が提出された際に、調査員が自宅等を訪問し、対面で実際に動作をしていただいて確認したり、ご本人、家族等への聞き取りなど認定審査に必要な調査を行っております。その内容につきましては、60項目のチェック項目と特記事項からになります。現在、調査員が訪問時に内容等を手書きで記録し、帰庁後に専用のOCR用紙に転記するという作業を行っておりますが、特に特記事項につきましては、チェック項目ごとに具体的な心身の状態を記録する必要があり、作成に非常に時間を要しております。モバイルを導入することによりまして訪問時に入力が可能となり、認定調査の判断基準を確認しながら入力が可能となるほか、入力内容の矛盾点や調査漏れの確認等がその場でできますので、時間の効率化を図ることができると考えております。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） それは、こういうタブレットなんですか。それぞれの調査員に1台ずつってということなんですか。

○議長（中松和彦君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（中島有紀君） 調査員が、現在会計年度任用職員2名おりますが、モバイル機器を2台導入する予定になっております。それと、専用のシステムも導入する予定としておりまして、現地で入力した内容を、帰庁後、専用システムに取り込むといった作業が必要になってまいります。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 発議第3号 議会活性化特別委員会の設置について

○議長（中松和彦君） 次、日程第10、発議第3号議会活性化特別委員会の設置についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。9番三木議員。

○9番（三木 卓君） 発議第3号議会活性化特別委員会の設置について、上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。令和4年6月15日提出。小豆島町議会議長中松和彦殿。提出者、小豆島町議会議員三木卓。賛成者、同谷康男、同安井信之。

提案理由として、地方分権、地方主権の確立が求められる中、地方議会は住民の代表機関、地方自治体の最終意思決定機関として審議機能、監視機能、さらには政策形成機能を十分に発揮し、住民の負託に応えるとともに、その活動を住民に報告する必要があります。

このため、本町議会においては、これまで以上に議会活動の充実強化及び公開性や透明性を軸とした議会に対するさらなる信頼向上を図るため、議会活性化特別委員会を設置し、調査検討を行うものであります。

3ページにありますように、1、委員会の名称は議会活性化特別委員会。2、委員の定数は8人とし、各常任委員会からそれぞれ4名を選任する。3、付議事件は、議会活性化に関する事項。以上です。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号議会活性化特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

それでは、ただいま設置されました議会活性化特別委員会の委員の選任を各常任委員会で行っていただきたいと思えます。委員の選任については、各常任委員会からそれぞれ4名でお願いいたします。

各常任委員会の開催場所は、総務建設常任委員会が議員控室、教育民生常任委員会は委員会室でお願いします。

なお、各常任委員会の委員長は、特別委員会の委員がそれぞれ決まりましたら、お手数ですが、事務局長までご報告願います。

それでは、それぞれの委員会に分かれて選考していただきたいと思えますので、暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時26分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、特別委員会の委員が選任されましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、ご報告します。

議会活性化特別委員会の委員であります。総務建設常任委員会からは高尾豊弘議員、塩田洋介議員、藤本傳夫議員、安井信之議員、続いて教育民生常任委員会からは河井修議員、中川光秋議員、三木卓議員、鍋谷真由美議員、以上のように決定されましたことをご報告申し上げます。

○議長（中松和彦君） お諮りします。

議会活性化特別委員会の委員の選任については、ただいま事務局長から報告のあったとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議会活性化特別委員会の委員には、ただいま事務局長から報告のあった者を選任することに決定されました。

度々休憩を取って申し訳ありませんが、暫時休憩します。休憩中に、ただいま決まりました議会活性化特別委員会の委員の皆様は、恐れ入りますが正副委員長の互選をお願いします。開催場所は委員会室でお願いしたいと思います。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、事務局長までご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時32分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会活性化特別委員会を開催し、正副委員長が互選されましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、ご報告します。

議会活性化特別委員会の委員長に安井信之議員、副委員長に三木卓議員と、以上のように決定されましたことをご報告申し上げます。

~~~~~

日程第11 請願第2号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」
の提出を求める請願

○議長（中松和彦君） 次、日程第11、請願第2号「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願については、会議規則第91条第1項の規定に基づき、所管する常任委員会に付託することとなっておりますので、お手元に配付しております請願文書表のとおり総務建設常任委員会に付託いたします。

本日委員会に付託しました議案と請願の審査の報告は、本議会の最終日をお願いいたします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は、6月28日午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時34分